

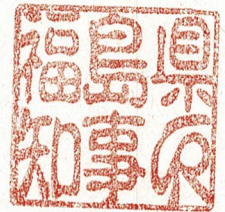
福島県指令文ス第422号

福島県相馬郡飯舘村佐須字滑87番地
特定非営利活動法人ふくしま再生の会

令和6年3月6日付けで申請ありました認定特定非営利活動法人の認定有効期間の更新については、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）第51条第5項で準用する第45条で定める基準に適合するため、令和6年6月18日から令和11年6月17日を有効期間として更新します。

令和6年6月11日

福島県知事 内堀 雅雄



6 文 ス 第 4 2 2 号

令和 6 年 6 月 1 1 日

特定非営利活動法人ふくしま再生の会 理事長 様

福島県文化スポーツ局長

(公 印 省 略)

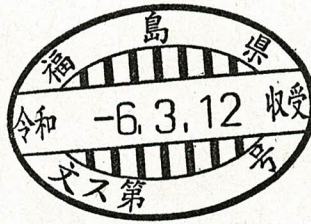
認定特定非営利活動法人の認定有効期間について（通知）

令和 6 年 3 月 6 日付けで申請ありましたこのことについて、別紙のとおり更新となりましたので、特定非営利活動促進法第 5 1 条第 5 項で準用する第 4 9 条第 1 項の規定によりお知らせします。

認定の有効期間満了後、引き続き認定特定非営利活動法人として活動を行う場合は、有効期間満了日の 6 月前から 3 月前（令和 1 0 年 1 2 月 1 7 日～令和 1 1 年 3 月 1 7 日）までに有効期間の更新を申請してください。

（事務担当 文化振興課 副主査 金子 電話024-521-7179）

様式第19号（第22条関係）



2024年3月6日

福島県知事

特定非営利活動法人里山再生の会
理事長 田尾陽
福島県相馬郡飯舘村佐須字滑 87番地
電話番号 090-7815-6441

認定特定非営利活動法人認定有効期間更新申請書

特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第51条第3項の有効期間の更新を受けたいので申請します。

記

- 1 設立年月日 2012年6月5日
- 2 法人認定の有効期間 2019年6月18日から2024年6月17日
- 3 法人認定の有効期間満了日の6月前の日 2023年12月17日
- 4 法人認定の有効期間満了日の3月前の日 2024年3月17日
- 5 事業年度 2023年8月1日から2024年7月31日（第13期）→8/1～7/31
- 6 法第45条第1項第1号に定める基準の適合性
 - (1) 法第45条第1項第1号イに定める基準の適合性 有・無
 - (2) 特定非営利活動促進法施行令第5条第2項に定める基準の適合性 有・無
 - (3) 法第45条第1項第1号ロに定める基準の適合性 有・無 → 絶対他
- 7 現に行っている事業の概要
健康医療増進、農業再生支援、里山再生、アートおよびサイエンス等をもちいた地域振興と簡易宿所運営によるツアー振興、放射能・放射線の測定、（主な活動地域 福島県飯舘村
- 8 県の区域外に設置する事務所の所在地 該当なし

備考

- 1 「法人認定」とは、法第44条第1項の認定をいう。
- 2 「県の区域外に設置する事務所の所在地」は、県の区域外に事務所を設置している場合に記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

※重要：必ずお読みください

認定特定非営利活動法人のみなさまへ（お知らせ）

福島県文化スポーツ局文化振興課

1 認定の有効期間の更新の申請について

認定の有効期間は当該認定の日（有効期間の更新がされた場合にあっては、従来の認定有効期間の満了の日の翌日）から起算して5年とされており、認定の有効期間が経過すれば認定の効力は失われます（特定非営利活動促進法（以下「法」という）第51条第1項）。

なお、認定の有効期間の満了後引き続き認定特定非営利活動法人としての特定非営利活動を行おうとする法人は、有効期間の満了の日の6月前から3月前までの間に所轄庁に有効期間の更新の申請を行い、認定の有効期間の更新を受ける必要があります（法第51条第2項、第3項）。

2 認定の取消しについて

① 認定特定非営利活動法人が次のいずれかに該当するときは、所轄庁は認定を取り消します（法第67条第1項）。

イ 法第47条の欠格事由（認定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しないものを除きます。）のいずれかに該当するとき

ロ 偽りその他不正の手段により認定、認定の有効期間の更新又は合併による地位の承継の認定を受けたとき

ハ 正当な理由がなく、法第65条第4項の命令又は法第66条第1項のその他の事業の停止命令に従わないとき

ニ 認定特定非営利活動法人から認定の取消しの申請があったとき

② 認定特定非営利活動法人が次のいずれかに該当するときは、所轄庁は認定を取り消すことができます（法第67条第2項）

イ 法第45条第1項第3号「運営組織及び経理に関する基準」、第4号イ若しくはロ「事業活動に関する基準」又は第7号「不正行為等に関する基準」に掲げる基準に適合しなくなったとき

ロ 法第29条の規定を遵守せず事業報告書等を所轄庁に提出しないとき、法第52条第4項又は第54条第5項の規定を遵守せず正当な理由がなく書類を閲覧させないとき

ハ 上記イ及びロに掲げるもののほか、法令又は法令に基づいてする行政庁の処分を違反したとき

3 各事業年度終了後に提出する書類について

認定特定非営利活動法人は、所轄庁の条例で定めるところにより、毎事業年度1回、（貴法人の場合には平成26年6月30日まで）に役員報酬規程等提出書及び事業報告書等を所轄庁（2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人にあっては、所轄庁及び所轄庁以外の関係知事）に提出する必要があります（法第29条、法第55条第1項）。

4 その他報告義務について

① 助成金及び海外送金等の報告

認定（仮認定）特定非営利活動法人は、助成金の支給を行ったとき又は海外への送金若しくは金銭の持出し（その金額が200万円以下のものを除きます。）を行うときには、所轄庁の条例で定めるところにより、次に掲げる書類を作成し、所轄庁に提出する必要があります（法第54条第3項、第4項、法第55条第2項、法第62条）

	書類の作成時期	作成（提出）書類
助成金の支給を行った場合	支給後遅滞なく	助成の実績を記載した書類
海外への送金又は金銭の持出しを行う場合（その金額が200万円以下のものを除きます。）	送金又は持出し前 〔災害に対する援助等緊急を要する場合で事前の提出が困難なときは、送金又は持出し後遅滞なく〕	金額及び使途並びにその予定日を記載した書類 〔金額及び使途並びにその実施日を記載した書類〕

② その他の報告

	提出するとき	提出書類	提出先
①	所轄庁から認定、仮認定又は認定の有効期間の更新の通知を受けた場合（法49④、法51⑤、法62） ※二以上の都道府県に事務所を設置する法人に限る。	①直近の事業報告書等 ②役員名簿 ③定款等 ④認定、仮認定又は認定の有効期間の更新の申請書に添付した書類の写し ⑤認定、仮認定又は認定の有効期間の更新に関する書類の写し ⑥法規27②、法規28及び法規33①に規定されている提出書（認定の通知を受けた場合は様式第1号、仮認定を受けた場合は様式第4号、認定の有効期間の更新を受けた場合は様式第2号） ※①～③は、認定の有効期間の更新の場合は提出不要です（法51⑤）。	所轄庁以外の関係知事
②	役員の変更等をした場合（法52①、法62、法23）	①役員変更等届出書 ②変更後の役員名簿 ③役員が新たに就任した場合は、 イ その役員が法第20条（役員の欠格事由）に該当しないこと及び法第21条（役員の親族等の排除）に違反しないことを誓約し、就任を承諾する書面の写し ロ 当該役員の住所又は居所を証する書面として条例で定めるもの	所轄庁（二以上の都道府県に事務所を設置する法人は所轄庁及び所轄庁以外の関係知事）
③	定款を変更した場合（所轄庁の認証が必要な場合を除きます。）（法52①、法62、法25⑥）	①定款変更届出書 ②当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本 ③変更後の定款 ④その他所轄庁及び所轄庁以外の関係知事の条例で定める事項	
④	定款の変更に係る登記をした場合（法52①、法62、法25⑦）	①定款変更登記事項証明書提出書 ②登記をしたことを証する登記事項証明書	

5 情報公開（閲覧）について

認定（仮認定）特定非営利活動法人は、以下の書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これをその事務所において閲覧させなければならないこととされています（法第52条第4項、法第54条第5項、法第62条）。

- ① 事業報告書等
- ② 役員名簿
- ③ 定款等
- ④ 認定等の申請書に添付した認定等の基準に適合する旨を説明する書類及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類
- ⑤ 認定等の申請書に添付した寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
- ⑥ 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
- ⑦ 前事業年度の収益の明細など
- ⑧ ⑦のほか、法規32②で定める書類
- ⑨ 助成金の支給の実績を記載した書類
- ⑩ 海外への送金又は金銭の持出し（その金額が200万円以下のものを除きます。）を行うときの金額及び使途並びにその予定日を記載した書類

《参考》

認定（仮認定）を受けたときは、以下の書類をその事務所に備え置かなければならないこととされています（法第54条第1項、第2項、法第62条）。

書 類 名	備え置き期間	
	認定 NPO 法人	仮認定 NPO 法人
認定等の申請書に添付した認定等の基準に適合する旨を説明する書類及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類（法54①）	認定の日から起算して5年間	仮認定の日から起算して3年間
認定等の申請書に添付した寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類（法54①）		
前事業年度の寄附者名簿（法54②一）	作成の日から起算して5年間	作成の日から起算して3年間
前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程（法54②二）	翌々事業年度の末日までの間	翌々事業年度の末日までの間
前事業年度の収益の明細など（法54②三）		
法第45条第1項第3号（ロに係る部分を除く。）、第4号イ及びロ、第5号並びに第7号に掲げる基準に適合している旨及び法第47条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類（法54②四、法規32②）		
「助成金の支給の実績」を記載した書類（法54③）	作成の日から起算して三年が経過した日を含む事業年度の末日までの間	作成の日から仮認定の有効期間の満了の日までの間
「海外への送金又は金銭の持出し（その金額が200万円以下のものを除きます。）を行うときの金額及び使途並びにその予定日」を記載した書類（法54④）		